



令 6 環 推 第 3 9 4 0 号

令 和 6 年 1 2 月 2 5 日

秋田市し尿くみ取り料金
基準額検討委員会会長 様

秋田市長 穂 積



し尿くみ取り料金基準額等の改定について（諮問）

秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

し尿くみ取り料金基準額等の改定について

2 諮問理由

本市のし尿くみ取り業務を行っている6業者から、秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱（平成16年12月20日市長決裁）第6条第1項に基づく以下の内容の要望書が提出されましたので、同要綱第6条第2項の規定により諮問いたします。

- (1) 定額制に基本料金（加算料金）を設定することについて
- (2) し尿くみ取り料金の値上げについて

担 当 秋 田 市 環 境 部

環境都市推進課 中川、岸本

直 通 8 8 8 - 5 7 0 9

F A X 8 8 8 - 5 7 0 7

E-mail ro-evcp@city.akita.lg.jp